

群馬大学特別栄誉賞取扱要項

	平成 23 年 4 月 13 日	学長裁定
改正	平成 25 年 4 月 1 日	
	平成 26 年 4 月 1 日	
	平成 28 年 4 月 1 日	
	平成 29 年 5 月 1 日	
	平成 29 年 12 月 1 日	
	平成 31 年 4 月 1 日	
	令和 2 年 4 月 1 日	

(目 的)

第 1 この要項は、群馬大学（以下「本学」という。）の学部（前身の旧制諸学校を含む。）及び大学院を卒業及び修了した者並びに教職員又は教職員であった者（以下「卒業生及び教職員等」という。）のうち、本学の誇りとなる顕著な功績があった者に対し、群馬大学特別栄誉賞（以下「特別栄誉賞」という。）を贈り、その功績を顕彰することを目的とする。

(受賞者の対象)

第 2 特別栄誉賞は、卒業生及び教職員等のうち、学術、文化、社会貢献等の活動における顕著な功績があり、かつ、広く社会から敬愛され、本学の名誉を高めることに貢献のあった者に対して贈るものとする。

(受賞者の選考)

第 3 特別栄誉賞を贈られる者（以下「受賞者」という。）の選考は、役員、副学長、各学部長、各研究科長、理工学府長、生体調節研究所長、総合情報メディアセンター長、医学部附属病院長、大学教育・学生支援機構長、研究・産学連携推進機構長、重粒子線医学推進機構長、未来先端研究機構長、国際センター長、数理データ科学教育研究センター長、食健康科学教育研究センター長、ダイバーシティ推進センター長又は事務局長からの申出に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(顕彰を行う者及び時期)

第 4 顕彰は、学長が行う。

2 顕彰は、学長が必要と認めた時期に行う。

(顕彰の方法)

第 5 学長は、受賞者に対し、表彰状及び記念品を贈る。

2 表彰状は、別紙様式のとおりとする。

(事 務)

第 6 特別栄誉賞に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 7 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成 23 年 4 月 13 日から施行する。

2 群馬大学同窓生学長表彰実施要項（平成 19 年 12 月 19 日役員会決定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙様式)

群馬大学特別栄誉賞

(氏名) 殿

あなたは〇〇〇〇〇〇において
顕著な功績をあげられ本学の
名誉を高めることに貢献され
ました
ここに永くその功績を称え群
馬大学特別栄誉賞を贈呈いた
します

(元号) 年 月 日

群馬大学長 〇〇〇〇